

令和5年6月23日

山陽小野田市議会議長 高松秀樹様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長 奥良秀

### 審査結果報告書

令和4年8月30日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。なお、審査の経過と附帯意見は別紙のとおりです。

調査請求の対象となった議員の氏名	矢田松夫
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号
調査請求の対象となった事由の内容	別紙1参照
審査結果	<p>令和5年6月23日付けで調査請求書の撤回について（依頼）別紙2を調査請求者が提出され、受理されたことにより、本調査請求に対する本審査会での審査は終了となった。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>調査請求者が、調査請求の対象となる事由の内容について、山陽小野田市議会議員政治倫理条例に基づく調査請求として適さないと判断し、撤回したため。</p>

## 政治倫理審査会における審査の経過

### 1 審査会の設置

山陽小野田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和4年8月30日に3名の議員の連署で調査請求書の提出があり、条例第6条の規定により、議長が令和4年9月12日に審査会を設置し、次の8人の議員を審査会の委員に任命した。

伊場勇議員、大井淳一郎議員、奥良秀議員、  
中岡英二議員（10月12日付けで藤岡修美議員と交代）、  
中島好人議員、宮本政志議員、白井健一郎議員、吉永美子議員

### 2 審査の目的

調査請求の対象となる事由1～4にあるように矢田松夫議員の行為が政治倫理基準である「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと」に該当するかどうかを本条例に照らし審査するものである。

### 3 審査の経過

#### 【第1回審査会】

令和4年9月12日、全委員出席の下、第1回審査会を開催し、条例施行規程第4条の規定により、審査会の会長に奥良秀委員、副会長に吉永美子委員が選出された。

#### 【第2回審査会】

令和4年10月3日、全委員出席の下、第2回審査会を開催し、条例第7条第1号に規定する調査請求の適否について審査した。結果、適となったため、調査請求者から調査請求の対象となる事由1から4の説明をもらい、審査を行った。次に、矢田松夫議員を参考人として招致し、事情の聴取をすることを決定した。

### 【第3回審査会】

令和4年10月14日、白井委員欠席の下、第3回審査会を開催し、矢田参考人からの事情の聴取を行った。

なお、後日、この度の調査請求に添付された資料について、公開されることを承諾していない旨の申立てが資料の所有者からあったことから、該当部分の記録については黒塗りとすることになった。

次に、政経フォーラム21代表者樋口氏を参考人として招致し、事情の聴取をすることを決定した。

### 【第4回審査会】

令和4年10月28日、全委員出席の下、第4回審査会を開催し、樋口参考人から事情の聴取を行った。

次に、矢田議員と行動を共にされている共産党市議団の議員を参考人として招致し、事情の聴取することを決定した。

### 【第5回審査会】

令和4年11月22日、全委員出席の下、第5回審査会を開催し、山田議員から事情の聴取をする予定であったが、出席要請には応じられないとの返答があった。審査会で協議の結果、参考人として来ていただくよう、再度依頼することを決定した。

### 【第6回審査会】

令和4年12月16日、全委員出席の下、第6回審査会を開催し、山田議員から事情の聴取をする予定であったが、出席要請には応じていただけなかった。審査会で協議の結果、参考人に対し議長名での正式な文書を送付し、出席を再度要請することを決定した。

### 【第7回審査会】

令和4年12月20日、全委員出席の下、第7回審査会を開催し、山田参考人から事情の聴取をする予定であったが、出席要請には応じていただけなかった。審査会の協議の結果、会長と副会長で山田議員に対して、審査会への出席を再度求めていくことを決定した。

### 【第8回審査会】

令和5年1月23日、全委員出席の下、第8回審査会を開催し、山田議

員から事情の聴取をする予定であったが、出席要請には応じていただけなかった。結果、山田議員から事情の聴取を継続して要請するとともに、争点整理を行っていくことを決定した。

#### 【第9回審査会】

令和5年2月24日、全委員出席の下、第9回審査会を開催し、争点整理を行った。審査の結果、山田議員に対して確認したいことを抽出して送付し、出席を再度求めることを決定した。

#### 【第10回審査会】

令和5年3月8日、全委員出席の下、第10回審査会を開催し、山田参考人から事情の聴取を行った。結果、矢田議員との関係は確認できなかった。次に、矢田議員と政経フォーラム21代表者樋口氏を参考人として招致し、事情を聴取することを決定した。

#### 【第11回審査会】

令和5年3月10日、全委員出席の下、第11回審査会を開催し、矢田参考人と樋口参考人から事情の聴取を行った。次回は自由討議を行うことを決定した。

#### 【第12回審査会】

令和5年3月22日、全委員出席の下、第12回審査会を開催し、自由討議を行った。その結果、各委員の意見は出たが、議事録を再度精査して自由討議を行うことを決定した。

#### 【第13回審査会】

令和5年4月24日、伊場委員欠席で第13回審査会を開催し、2回目の自由討議を行った。自由討議の結果、政治倫理条例に違反していないという意見があるものの、全く無関係でないという意見や違反しているという様々な意見が出た。次回は、政治倫理条例違反の存否について行うことを決定した。

#### 【第14回審査会】

令和5年6月21日、全委員出席の下、第14回審査会を開催し、第12回、13回の自由討議の内容を会長が委員に報告した。次に、政治倫理基準の違反行為の存否について質疑、討論及び採決に移ったが、質疑、討

論はなく、賛成多数で本事案は政治倫理条例第3号第1号に違反することを審査会で認めた。このことにより、矢田議員に弁明の機会を与えることとし、日時を決定した。

**【第15回審査会】**

令和5年6月23日、全委員出席の下、第15回審査会を開催した。別紙2のとおり、調査請求書の撤回が提出されたため、審査会を終結し、報告書作成は会長、副会長一任と決定した。


様式第 3 号(第 2 条関係)

令和 4 年 8 月 30 日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様


山陽小野田市議会議員

中田 英二 

請求者 山陽小野田市議会議員

伊場 勇 

山陽小野田市議会議員

宮本 政志 

(議員定数の 8 分の 1 以上の議員の連署)

## 調 査 請 求 書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる議員の氏名	矢 田 松 夫
調査請求の対象となる事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例 第 3 条第 1 号
調査請求の対象となる事由の内容	<p>1 矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと。我々が議員として関わる時にその記載事項や内容について市民に説明をして納得の上で提出することが求められていることは言うまでもない。まさに政治倫理の問題であること。</p> <p>2 申請書の横領違反容疑という文言を市民が発したかのような表現により、その市民の人格が疑われることとなったこと。</p> <p>3 矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であるか認識しているにもかかわらず、</p>



	<p>さも市民が元々求めていた金員の返金が可能であるかのように虚偽の説明をしたことは、その目的が何であれ市民を騙す行為であり政治家として許されないこと。</p> <p>4 矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用することにより同僚議員の名誉を損ねたこと。このことは提出者である市民が審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば、求めていた内容と違うことの証明であり、そのことによって議員の名誉を傷つけたこと。</p>
<p>調査請求の対象となる事由を証する資料の名称（資料は別添のとおり）</p>	<p>市内の政治団体により制作された意見広告</p>

(注) 請求者は、自署し、押印すること

令和 5 年 6 月 2 3 日

山陽小野田市議会

議長 高 松 秀 樹 様

調査請求者 山陽小野田市議会議員

中岡 英二

山陽小野田市議会議員

伊場 勇

山陽小野田市議会議員

宮本 政志

山陽小野田市議会議員

藤岡 修美

調査請求書の撤回について（依頼）

矢田松夫議員を対象とした山陽小野田市議会議員政治倫理審査会が令和 4 年 9 月 1 2 日に設置されてから、これまで継続して審査され、令和 5 年 6 月 2 1 日の第 1 4 回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会において、政治倫理基準に違反する行為の存否については、「存」が 5 人、「否」が 2 人のため、政治倫理基準に違反する行為と結論づけられました。

これをもって、同日審査終了後に、調査請求者である中岡、伊場、宮本と、交代委員として審査に加わった藤岡の 4 人で、「否」とされた 2 人の委員の質疑や協議内容を含めて、審査を振り返りました。その結果、調査請求の対象となる事由の内容は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例に基づく調査請求として適さないものと判断いたしました。

つきましては、令和 4 年 8 月 3 0 日付けで提出した、矢田松夫議員を対象とした調査請求書を撤回いたしたく思います。

よろしく願いいたします。

